

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 中国の商取引に係るリベートについて

今回は、中国の日系企業が商取引において、しばしば直面するリベート問題について説明します。

1. 事例

日本法人甲社の子会社である中国法人 A 社は医療機器を製造・販売する会社です。このたび、中国ローカル企業 B 社に製品を販売するために、B 社の営業部門より 10% のリベートを要求されました。当該リベートを支払った場合の会計・税務処理はどのように行えばよいのでしょうか。

2. 分析

(1) 会計税務処理

A 社が当該 10% のリベートを B 社に支払った場合、「売上割引」として売上から減額します。また、B 社以外の会社または個人に支払った場合には、「コミッション」として販売費および一般管理費に計上します。売上割引およびコミッションの増値税・企業所得税の取扱いは下表のとおりです。

項目	増値税		企業所得税	
	仕入税額控除要件	控除限度額	損金算入要件	損金算入限度額
売上割引	割引金額を製品販売の増値税専用発票 ¹ と同一の発票に記載すること	増値税専用発票に記載された税額	損金経理	売上に対応するもののうち、合理的な範囲内で
コミッション	仲介会社から増値税専用発票を入手すること	増値税専用発票に記載された税額	損金経理	販売売上金額の 5% ²

上表のように、増値税の仕入税額控除および企業所得税の損金算入の適用を受けるためには、いずれも発票を入手する必要があります。

(2) リベートと商業賄賂

実務上、取引先の関係者から、支払ったリベートを会計帳簿に記載しないことを要求されることがあります。中国の「不正競争防止法」第 8 条は、「事業者は財物またはその他手段で賄賂を供与することにより、商品を販売または購買してはならない。簿外・かつ裏で相手（会社または個人）にリベートを与える場合、贈賄とみなす。」と規定しています。

よって、A 社が要求されたリベートを現金または現物およびその他の利益供与の形で支払ったにもかかわらず、帳簿上に記載しない場合には、商業賄賂に該当し、1 万元以上 20 万元以下の過料が課されるとともに、違法所得が没収されます。

お見逃しなく！

個人または法人に対して 3 万元以上の商業賄賂を提供した場合、中国では贈賄罪が成立します。商業賄賂の金額が 1 万元～3 万元であっても、食品、薬品、安全生産、環境保護等の監督管理職責を負う国の職員に対して贈賄し、不法活動を実施したとき、および司法機関の職員に対して贈賄し、司法の公正に影響を与えたときでも、刑事責任を問われる可能性があります。事業者の従業員が商業賄賂の手段を使って行う事業者のための商品販売または購買をする行為は、当該事業者の行為とみなされますので留意が必要です。

¹ 増値税専用発票とは、増値税の納税者が増値税の課税貨物の販売および課税役務の提供をする際に発行する税務機関指定のインボイスです。

² 「企業の手数料およびコミッション支出の損金算入政策に関する通知」（財税〔2009〕29号）